



技能実習適正化支援センターの渡邊です。

令和 6 年の第 213 回通常国会において入管法及び技能実習法の一部改正法が成立して、人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格が創設されることになりました。これを受けて、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下、特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針の作成にあたって有識者から意見を聴取する「有識者会議」と、関連省令の案を作成するため関係者から意見を聴取する「有識者懇談会」が、令和 7 年 2 月から開催されています。

今回は、令和 7 年 3 月 11 日に開催された「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」及び閣議において決定された特定技能制度及び育成就労制度の基本方針について、ご紹介します。

(参考) https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri01_00132.html

■ 基本方針の概要

今回作成される基本方針は、既存の特定技能制度に係る基本方針と新たに創設される育成就労制度に係る基本方針が一体的に作成されます。

特定技能制度及び育成就労制度における外国人受入れの基本的な考え方は、専門的・技術的分野の外国人は、我が国経済社会の活力を維持し、更に発展させていくために必要不可欠であり、引き続き積極的な受入れを進めていかなくてはならない一方で、専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れについては、現在のみならず将来にわたっても我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすものであるから、幅広い観点からの検討が必須であり、この検討は国民的コンセンサスを踏まえつつ行われなければならないとする従来の考え方を踏襲したものとなっています。

特定産業分野は、従来は「基本方針」の別紙で定めていましたが、今後は「特定技能分野別運用方針」において定めることになるとともに、育成就労産業分野は「育成就労分野別運用方針」において定めることになりました。

これらの特定技能分野別運用方針及び育成就労分野別運用方針において、特定産業分野及び育成就労産業分野における 5 年ごとの受入れ見込数について示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならないものとし、それぞれの受入れ見込数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、特定技能 1 号の在留資格をもって在留する外国人及び育成就労外国人の受入れの上限として運用されます。

■ 特定技能制度

特定技能 1 号の在留資格をもって在留することができる期間（妊娠又は出産に係る期間等を除く。）は、通算して 5 年を超えることができないものとするものの、特定技能 2 号への在留資格の変更に必要な試験等に不合格になった場合は、一定の要件の下で最長 1 年の在留継続が認められます。

1 号特定技能外国人に対しては、日本語教育の参照枠 A 2 相当以上を基本としつつ、特定産業分野ごとに業

務上必要な水準を満たす日本語能力が求められ、当該日本語能力水準は日本語能力の試験等により確認することになります。なお、第2号技能実習を良好に修了した者については、当分の間、上記試験等を免除し、必要な技能水準及び日本語教育の参照枠A2相当の日本語能力水準を満たしているものとして取り扱うことになりました。

■ 育成就労制度

育成就労の期間は3年とし、育成就労に適正に従事したものの特定技能1号への在留資格の変更に必要な試験等に不合格になった場合等においては、従前と同一の育成就労実施者が継続して育成就労を行わせることなど一定の要件の下で再受験に必要な範囲で最長1年の育成就労の継続を認めることとなります。

育成就労外国人に対しては、就労開始前までに、日本語教育の参照枠A1相当以上を基本としつつ、育成就労産業分野ごとに業務上必要な水準を満たす日本語能力が求められます。就労開始前までに当該試験に合格していない育成就労外国人については、育成就労の開始から1年経過時まで当該試験に合格することが求められます。また、育成就労外国人に対しては、育成就労が終了するまでに、日本語教育の参照枠A2相当以上を基本としつつ、育成就労産業分野ごとに業務上必要な水準を満たす日本語能力が求められます。

一方、技能水準については、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分ごとに、育成就労の開始後1年経過時まで技能検定基礎級又は相当する育成就労評価試験により、育成就労が終了するまでに技能検定3級等又は特定技能評価試験により確認することとなります。

~~~~~  
弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者向けさまざまなサービスを提供しております。

手数料一覧は、弊社ホームページをご覧ください。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代行申請、建設特定技能受入計画認定申請
- 外部監査
- その他（法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談、特定技能への移行）

~~~~~  
技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : info@titisc.org URL : <http://www.titisc.org/>